第60期 定時株主総会 招集ご通知

日　時

2019年６月25日（火曜日）午前10時

場　所

静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ ７階

郵送による議決権行使期限

2019年６月24日（月曜日）午後5時15分まで

目　次

第60期定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 3
連結計算書類 …… 18
計算書類 …… 21
監査報告書 …… 24
株主総会参考書類 …… 30
＜会社提案（第１号議案～第３号議案）＞
第1号議案　剰余金の配当の件
第2号議案　取締役10名選任の件
第3号議案　取締役の報酬額改定の件
＜株主提案（第４号議案～第9号議案）＞
第4号議案　剰余金の処分の件
第5号議案　定款一部変更の件
第6号議案　自己株式の消却の件
第7号議案　定款一部変更の件
第8号議案　取締役1名解任の件
第9号議案　取締役1名選任の件

株式会社 アイ.テック
証券コード：9964

証券コード　9964
2019年６月６日

株　主　各　位

静岡県静岡市清水区三保387番地７
株式会社 アイ.テック
代表取締役社長　大　畑　大　輔

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年６月24日（月曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月25日（火曜日）午前10時

２．場　　所　静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター　清水テルサ　７階

３．目的事項

報告事項
１．第60期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第60期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

会社提案（第１号議案～第３号議案）

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　取締役10名選任の件

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

株主提案（第４号議案～第９号議案）

第４号議案　剰余金の処分の件

第５号議案　定款一部変更の件

第６号議案　自己株式の消却の件

第７号議案　定款一部変更の件

第８号議案　取締役１名解任の件

第９号議案　取締役１名選任の件

なお、本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.itec-c.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載いたしておりません。

したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.itec-c.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、このところ生産・輸出については弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直し、設備投資にも持ち直しが見られ、企業収益も改善しており、総じて緩やかな回復基調が続いております。また、海外経済につきましても米中貿易摩擦の激化、欧州の政治的な混乱、金融資本市場の変動、地政学的リスク等はあるものの、総じて堅調に推移いたしました。

当鉄鋼流通加工業界におきましては、国内鉄鋼メーカーは製造コストや物流コストの増加を理由に製品価格の値上げを強力に推し進めており、鋼材市況は回復基調となって参りましたが、メーカー主導による市況回復の為、流通スプレッドの改善は進んでおらず、また、物流コストは益々増加しており引き続き厳しい状況となっております。

このような環境下にありまして当社グループ（当社及び連結子会社）は、首都圏においては、オリンピック関連投資は一巡したものの、再開発案件等は着実に具体化しており工事請負・鋼材販売の両面において積極的な営業活動を展開しております。また、2016年２月に福島支店を開設し、東北支店・青森営業所と共に東北地区への拡販を進めて参りましたが、その供給拠点として福島県相馬市に工場の建設を決定し、2018年６月に相馬支店・工場として開設いたしました。また、東京支店にてカクパイプの製造ラインを新設し、2019年１月にJIS認証を取得し本格的な生産に着手いたしました。なお、その他の地域においても、地道な営業活動により販売エリアの拡大・シェアアップを図っております。

このような状況から、鋼材の販売・加工事業につきましては、販売量は前年同期を上回った事に加え、市況回復から販売金額は前年同期を大幅に上回る結果となりました。なお、鉄骨工事請負事業は、首都圏を中心に民間設備投資は持ち直しの動きが見られ、他社との競合など厳しさはあるものの、受注活動は堅調に推移しております。工事売上額につきましては、工事完成基準適用の中小物件の売上高は減少したものの、工事進行基準適用の大型物件の売上高は大幅な増加となりました。これらの結果から当連結会計年度の売上高は89,906百万円（前年同期比23.5％増）となりました。

収益面におきましては、鋼材の販売・加工事業は、鋼材市況は回復傾向が続いているものの、メーカーからの仕入価格も着実に値上がりしており、在庫簿価も上昇し、物流コストも増加している事から、収益確保は厳しくなっております。鉄骨工事請負事業は、売上高は前年同期を上回ったものの、設計変更や工期遅延等から実行予算を上回る原価発生の物件なども散見されました。これらの結果から当連結会計年度の営業利益は4,123百万円（前年同期比2.2％増）となりました。また、営業外損益につきましては、為替差益133百万円、デリバティブ評価益188百万円の発生等により経常利益は4,583百万円（前年同期比10.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は相馬支店・工場建設計画に係る補助金等1,287百万円を特別利益として計上した事から3,811百万円（前年同期比37.7％増）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（鋼材の販売・加工事業）

鋼材の販売・加工事業は、建築関連の民間設備投資は緩やかに増加しており、首都圏では再開発案件等が活況を呈しておりますが、一方、首都圏以外は盛り上がりに欠ける状況であり地域間の格差が広がりつつあります。また、新国立競技場等のオリンピック関連施設は建設のピークは過ぎたものの、その他の関連投資には波及効果が現れており、鋼材の荷動きは活発化して参りました。このような状況から、販売量は前年同期を上回り、市況回復の追い風もあり販売金額は前年同期を大幅に上回る結果となりました。

品種別に見ますと、当社主力のH形鋼は従来からの建築向けが堅調に推移した事に加え、土木向けの出荷も好調でした。また、溝形鋼、カクパイプ等のその他条鋼の販売も堅調に推移した結果、条鋼類は、販売量・販売金額共に前年同期を大きく上回る結果となりました。また、鋼板類は、建築向けの切板や当社にて製造販売をしている合成スラブ用デッキとフラットデッキ等は堅調に推移したものの、土木向けの敷き板は大幅な減少となりました。鋼管類は、コラム加工設備のリプレースや増強等からロール成形コラム及びプレス成形コラム共に非常に好調に推移した事から、販売量・販売金額共に前年同期を大幅に上回りました。以上の結果から、売上高は71,133百万円（前年同期比21.5％増）、営業利益は流通スプレッドの伸び悩みや物流コストの増加等から3,699百万円（前年同期比10.5％増）となりました。

（鉄骨工事請負事業）

鉄骨工事請負事業は、民間設備投資は回復しており、首都圏を中心とした再開発や大型物件は堅調に推移しておりますが、地方の中小物件については厳しく、まだら模様となっております。受注状況につきましては、オリンピック関連施設の案件と首都圏の再開発の案件の端境期となっており、一時的な減少となっているものの先々は回復が予想されます。しかしながら、収益性については鋼材価格の上昇等が原価の増加につながる事から、徐々に厳しさを増しております。売上高につきましては、工事完成基準適用の中小物件は減少となったものの、工事進行基準適用の大型物件は既存物件の進捗に加え、新規着工の物件も順調に進捗しており、売上高は18,458百万円（前年同期比31.4％増）となりました。ただし、収益につきましては、引き続き工事管理部門の強化や鉄骨加工子会社の原価低減は進めているものの、設計変更や職人不足から工期遅延等もあり、一部工事においてコストアップとなった事から営業利益は1,150百万円（前年同期比9.5％減）となりました。

（その他事業）

その他は、運送業及び倉庫業であり、運送業については全国的なトラック不足からグループ外からの輸送依頼が増加した事に加え、運賃も上昇している為、売上高は前年同期を大幅に上回る結果となりました。また、倉庫業についても堅調に推移しており売上高は前年同期を上回る結果となりました。これらにより売上高は313百万円（前年同期比30.7％増）、営業利益は159百万円（前年同期比105.5％増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2,767百万円で、主要なものは、相馬支店・工場開設のための建物及び機械装置等と東京支店のカクパイプ製造設備であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資・社債発行による資金調達は行っておりません。なお、設備投資資金につきましては、自己資金及び銀行借入により充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 57 期 (2016年３月期)	第 58 期 (2017年３月期)	第 59 期 (2018年３月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2019年３月期)
売上高(千円)	69,611,315	67,420,639	72,826,793	89,906,557
経常利益(千円)	3,750,329	4,829,733	4,156,447	4,583,910
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,539,872	3,309,157	2,767,460	3,811,323
１株当たり当期純利益(円)	222.48	290.11	248.06	349.62
総資産(千円)	59,140,448	59,802,450	65,042,482	72,758,551
純資産(千円)	24,381,114	27,400,399	29,060,309	32,037,501
１株当たり純資産額(円)	2,122.36	2,400.18	2,647.98	2,909.38

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
中央ロジテック株式会社	20,000千円	98.5%	貨物自動車運送業
静清鋼業株式会社	45,000千円	100.0%	鋼材販売業
株式会社浜松アイ・テック	80,000千円	75.0%	鋼構造物加工業
ファブ・トーカイ株式会社	32,000千円	68.8%	鋼構造物製作販売業
大川スティール株式会社	50,000千円	100.0%	鋼構造物製作販売業
株式会社オーエーテック	60,000千円	100.0%	鋼構造物製作販売業

⑷ 対処すべき課題

鉄鋼流通加工業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピックに向けた関連投資は終盤をむかえ、今後は首都圏での再開発案件や大阪・関西万博及びそれに続く統合型リゾート施設などの投資に向かうことが想定され、これらから鋼材需要は今後も堅調に推移するものと予想されるものの、その後は再び出荷量の減少や市況の不安定化が懸念されております。

このような状況下において、当社グループは鋼材の販売・加工事業においては在庫販売を基本としており、鋼材市況の下落局面においては業績悪化が懸念されることから、常に在庫の適正化を進めると共に、自社製品の合成スラブ用デッキプレート、フラットデッキプレート及びC型鋼に加えて、本年１月よりカクパイプの製造販売を開始いたしました。これらにより更に他社との製品の差別化を図り、今後も新たな鉄鋼製品の開発を進めております。また、東北地区及び北関東地区への新たな供給基地として、福島県相馬市の相馬港隣接地に相馬支店・工場が昨年６月にオープンいたしました。この工場の保有する豊富な在庫や加工設備をフル活用し、さらなる販売エリアの拡大、地域のシェアアップを図って参ります。更に、高品質の鋼材や鉄骨製品をより安くというユーザーのニーズに応えるため、国内はもとより幅広く海外にも調達の選択肢を広げ、全国27拠点の販売網と４カ所の港湾施設並びに子会社等を駆使し、きめ細やかな対応により仕入先やユーザーと更なる信頼関係を構築して参ります。

なお、国内のトラック輸送は人材不足や高齢化に加え、安全運行管理等から輸送コストは上昇しており、保有する港湾施設による海上輸送とトラックによる陸上輸送のコラボレーションにより鋼材の物流改革に取り組んで参ります。これらの施策により安定した収益の確保を目指すと共に、今後も積極的な事業投資と人材育成に努め、強い企業グループの確立を目指します。

また、ＣＳＲ（企業の社会的責任）につきましては、企業倫理の重要性を再認識し、業務執行の透明性、公正性を確保すべくコーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底に努めると共に、内部統制システムの整備に取り組んで参ります。

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2019年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社８社で構成され、鋼材の販売・加工、鉄骨工事請負、倉庫業及びそれらに関連した運送等を主たる業務としております。

当社グループの事業内容は次のとおりであります。

鋼材の販売・加工事業……	主要な商品・製品はH形鋼、鋼板、コラム、カクパイプ、C形鋼、合成スラブ用デッキプレート、フラットデッキプレート、ビルトH形鋼等であります。
鉄骨工事請負事業……	当社がゼネコン及び総合商社より鉄骨工事を請負い、子会社のファブ・トーカイ㈱、大川スティール㈱、㈱オーエーテック及び当社の得意先である鉄骨加工業者等に鉄骨加工を依頼しております。
その他事業……	運送業及び倉庫業であります。

⑹ 主要な事業所（2019年３月31日現在）

①当社の主要な事業所

本社	静岡県静岡市清水区三保３８７番地７	
支社	東京支社	東京都中央区
支店／工場	清水支店・工場	静岡県静岡市
	東京支店・工場	千葉県富津市
	北陸支店・工場	富山県射水市
	関東支店・工場	埼玉県児玉郡美里町
	相馬支店・工場	福島県相馬市
	南関東支店	千葉県山武市
	豊橋支店・工場	愛知県豊橋市
	甲府支店・工場	山梨県中巨摩郡昭和町
	神奈川支店・工場	神奈川県厚木市

②子会社

中央ロジテック株式会社	静岡県静岡市清水区三保３８７番地７
静清鋼業株式会社	静岡県静岡市清水区西大曲町９番３２号
株式会社浜松アイ・テック	静岡県袋井市中新田１８００番地
ファブ・トーカイ株式会社	静岡県静岡市清水区三保３８７番地７
大川スティール株式会社	新潟県新潟市北区太郎代字山の下１５２３番地３
株式会社オーエーテック	北海道札幌市東区北丘珠五条四丁目４番４０号

⑺ **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
鋼材の販売・加工事業	468名	37名増
鉄骨工事請負事業	230名	－
その他事業	78名	7名増
全社（共通）	20名	2名増
合計	796名	46名増

（注） 使用人数は就業員数（嘱託員、常用パートを含む。）であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
509名	39名増	39.6歳	9.3年

（注） 使用人数は就業員数（嘱託員、常用パートを含む。）であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2019年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	8,475,800千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,965,000
株式会社みずほ銀行	2,500,000
スルガ銀行株式会社	1,500,000
静岡県信用農業協同組合連合会	1,200,000
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000
株式会社清水銀行	900,000

2．会社の現況

(1) **株式の状況**（2019年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　46,147,000株
② 発行済株式の総数　12,215,132株
③ 株主数　927名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社ＯＥホールディングス	4,076千株	37.3%
大畑大輔	966	8.9
大畑雅稔	916	8.4
大畑攝子	517	4.7
山下仁美	512	4.7
ＪＦＥスチール株式会社	499	4.6
株式会社静岡銀行	485	4.4
スルガ銀行株式会社	375	3.4
大畑榮一	355	3.3
ＪＦＥ条鋼株式会社	202	1.9

（注）１．当社は、自己株式を1,297,858株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	新株予約権等の内容の概要	
取締役（社外取締役を除く）	名称	第1回新株予約権
	発行決議日	2015年９月28日
	新株予約権の数	76個
	保有している人数	2名
	目的となる株式の種類及び数	普通株式　7,600株
	新株予約権の行使期間	2015年10月15日から2045年10月14日まで
	新株予約権の払込金額（1株当たり）	665円
	権利行使価額（1株当たり）	1円
	権利行使についての条件	新株予約権者は、割当日から３年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
	名称	第2回新株予約権
	発行決議日	2016年８月22日
	新株予約権の数	340個
	保有している人数	4名
	目的となる株式の種類及び数	普通株式　34,000株
	新株予約権の行使期間	2016年９月８日から2046年９月７日まで
	新株予約権の払込金額（1株当たり）	564円
	権利行使価額（1株当たり）	1円
	権利行使についての条件	新株予約権者は、割当日から３年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
	名称	第3回新株予約権
	発行決議日	2017年８月28日
	新株予約権の数	359個
	保有している人数	6名
	目的となる株式の種類及び数	普通株式　35,900株
	新株予約権の行使期間	2017年９月14日から2047年９月13日まで
	新株予約権の払込金額（1株当たり）	1,034円
	権利行使価額（1株当たり）	1円
	権利行使についての条件	新株予約権者は、割当日から３年を経過した日又は当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。

（注）「第１回新株予約権」につきましては、３名が権利行使したことにより交付時より142個減少しております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	大畑榮一	静清鋼業㈱代表取締役 ㈱浜松アイ・テック代表取締役 大川スティール㈱代表取締役 ㈱オーエーテック代表取締役
代表取締役社長	大畑大輔	事業本部長 ㈱ＯＥホールディングス代表取締役 ㈱相模鋼材商会代表取締役
取締役副社長	佐野芳雄	東京支社長
常務取締役	伏見好史	管理本部長兼経理部長
常務取締役	廣澤浩一	東京支社副支社長兼建築事業部長
取締役	円谷哲	東京支店長
取締役	志村太一	営業統括部長
取締役	鐘飛	海外事業部長
取締役	小松三朗	
常勤監査役	伊藤雅啓	
監査役	西野彰	税理士法人西野総合会計　代表社員
監査役	粕谷興博	粕谷興博税理士事務所　税理士

（注）１．取締役小松三朗氏は、社外取締役であります。
２．監査役西野彰氏及び監査役粕谷興博氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役伊藤雅啓氏、監査役西野彰氏及び監査役粕谷興博氏は、以下のとおり、財務及び会計等に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役伊藤雅啓氏は、長年当社の経営企画部門において、会計数値のベースとなる当社システムや運用業務等に携わり、経理部門とともに会社経営を支える部門に従事しておりました。
・監査役西野彰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。
・監査役粕谷興博氏は、税理士の資格を有しております。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 （1）	390,540千円 （1,800）
監査役 （うち社外監査役）	4 （2）	11,727 （3,600）
合計 （うち社外役員）	13 （3）	402,267 （5,400）

（注）1．上記には、2018年６月28日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3．取締役の報酬限度額は、2013年６月27日開催の第54期定時株主総会において年額400,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また別枠で、2018年６月28日開催の第59期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式報酬額として年額200,000千円以内と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、1994年６月29日開催の第35期定時株主総会において年額25,000千円以内と決議いただいております。
5．上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度における役員賞与引当金の繰入額95,920千円（取締役７名）。
・譲渡制限付株式報酬の当事業年度における費用計上額33,097千円（取締役６名）。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・取締役小松三朗氏は、過去に当社及び連結子会社の取締役並びに当社の監査役を歴任されておりますが、2006年６月退任しております。
・監査役西野彰氏は、税理士法人西野総合会計の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。
・監査役粕谷興博氏は、粕谷興博税理士事務所の税理士であります。当社と兼職先との間には特別な利害関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況
・取締役小松三朗氏は、当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席し、幅広い知識・経験を活かし会社経営や監査実務の見地から発言を行っております。
・監査役西野彰氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回に出席し、監査役会11回全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。
・監査役粕谷興博氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち11回に出席し、監査役会11回全てに出席しました。主に税理士としての専門的な見地から発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の職務執行状況や監査計画の内容等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1．当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社グループの役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範を倫理規程、就業規則等に規定する。

2．当社の内部監査室は、コンプライアンス担当部署と連携の上、当社及び子会社に対する内部監査を実施する。

3．当社は、当社グループの役員及び使用人が、総務部に対して直接通報を行うことができる内部通報制度を設置する。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。当社及び子会社の取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険に関する規程その他の体制

1．当社は、当社及び当社グループのリスク管理について定めるリスク管理規程において、リスク管理責任者及びリスク管理担当者を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

2．各取締役は、自らの分掌範囲のリスクに対して責任を持つとともに、全社的なリスクに対しては、必要に応じ委員会を設置し、総合的な対応を図る。

3．当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、グループの「業務継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、当社及び子会社の役職員に周知する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1．取締役は、毎年度の経営方針･計画の確実な遂行に向け、各部門の目標を適切に管理し、経営目標の進捗状況については、取締役会等にて随時報告･確認する。

2．当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、取締役会規程のほか、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1．当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制に関する担当部署を設けるとともに、グループ各社の事業に関して監督する取締役を任命し、定期的に業況報告を受ける。

2．これらの運用を明文化するために制定した「関係会社管理規程」に則して管理運用する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、ならびにその使用人の当社及び子会社の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1．当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

2．監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

3．監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1．当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

2．当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行うこととする。

3．当社又は子会社の内部通報制度の担当部署は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

⑧　監査役に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

⑨　監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1．取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

2．当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、又は、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1．基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、不当要求・妨害行為等には毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針としております。

2．整備状況

当社は、総務部を反社会的勢力対応部署とし、所轄警察署、企業防衛対策協議会及び顧問弁護士等、外部の専門機関と連携をとり、関連情報の収集に努める。また、収集された関連情報は、随時、役員・従業員に周知を図り、反社会的勢力による被害の防止に努める。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

① 取締役の職務執行

取締役は当事業年度に取締役会を16回開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定するとともに、月次損益の検討・業務執行状況の監督を行っております。また、法令・定款等への適合性及び業務の適正等の観点から審議しております。

② コンプライアンス体制

倫理規定を定め、役員及び従業員に周知するとともに社内の会議等を通じて随時コンプライアンスの啓蒙活動を行っております。また、より具体的な指針としてコンプライアンス・マニュアルを作成し、幅広く周知を図っております。

③ リスク管理体制

管理部門が中心となり、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業をとりまく様々なリスクに対応できるよう諸規定の整備や啓蒙活動を進めております。

④ 当社グループにおける業務の適正化

子会社の重要事項の決定については「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。また、各代表者より定期的に財務状況・業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。なお、内部監査室では子会社を対象に業務遂行状況、コンプライアンスの状況、リスク管理状況等について監査を実施し、取締役会に報告しております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役は当事業年度に監査役会を11回開催し、監査方針、監査計画を協議決定しております。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行い、内部監査部門、会計監査人等との情報交換を随時行うとともに主要な事業所などについて実地監査を行っております。

連結貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**48,771,673**	**流動負債**	**34,325,674**
現金及び預金	3,432,452	買掛金	14,942,878
受取手形及び売掛金	27,276,845	短期借入金	15,500,000
商品及び製品	10,692,463	1年内返済予定の長期借入金	561,600
原材料及び貯蔵品	3,241,537	リース債務	28,568
未成工事支出金	3,269,788	未払法人税等	1,101,085
その他	928,257	未払消費税	75,391
貸倒引当金	△69,671	賞与引当金	393,700
固定資産	**23,986,878**	役員賞与引当金	57,360
有形固定資産	**22,135,734**	未成工事受入金	564,506
建物及び構築物	8,054,678	その他	1,100,582
機械装置及び運搬具	3,288,352	**固定負債**	**6,395,375**
土地	10,712,058	長期借入金	2,979,200
リース資産	6,379	リース債務	26,523
建設仮勘定	432	繰延税金負債	914,376
その他	73,833	役員退職慰労引当金	136,528
無形固定資産	**115,258**	退職給付に係る負債	1,704,653
投資その他の資産	**1,735,885**	その他	634,093
投資有価証券	573,602	**負債合計**	**40,721,049**
関係会社株式	1,000	**純資産の部**	
関係会社出資金	38,375	**株主資本**	**31,947,929**
保険積立金	698,902	**資本金**	**3,948,829**
繰延税金資産	253,395	**資本剰余金**	**4,122,239**
その他	218,561	**利益剰余金**	**25,514,907**
貸倒引当金	△47,951	**自己株式**	**△1,638,046**
		その他の包括利益累計額	**△185,387**
		その他有価証券評価差額金	**23,880**
		退職給付に係る調整累計額	**△209,267**
		新株予約権	**40,546**
		非支配株主持分	**234,413**
		純資産合計	**32,037,501**
資産合計	**72,758,551**	**負債純資産合計**	**72,758,551**

連結損益計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**89,906,557**
売上原価	**77,575,522**
売上総利益	**12,331,035**
販売費及び一般管理費	8,207,772
営業利益	**4,123,262**
営業外収益	**542,537**
営業外費用	**81,890**
経常利益	**4,583,910**
特別利益	**1,287,540**
補助金収入	1,287,540
税金等調整前当期純利益	**5,871,450**
法人税、住民税及び事業税	1,818,184
法人税等調整額	213,263
当期純利益	**3,840,002**
非支配株主に帰属する当期純利益	28,679
親会社株主に帰属する当期純利益	**3,811,323**

連結株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年４月１日　期首残高	3,948,829	4,116,979	22,360,635	△1,684,246	28,742,197
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△653,288		△653,288
親会社株主に帰属する当期純利益			3,811,323		3,811,323
自己株式の取得				△118	△118
自己株式の処分		△3,763		46,318	42,554
自己株式処分差損の振替		3,763	△3,763		－
連結子会社株式の取得による持ち分の増減		5,260			5,260
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	5,260	3,154,271	46,199	3,205,731
2019年３月31日　期末残高	3,948,829	4,122,239	25,514,907	△1,638,046	31,947,929

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
2018年４月１日　期首残高	180,208	△504	△110,199	69,504	28,611	219,995	29,060,309
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△653,288
親会社株主に帰属する当期純利益							3,811,323
自己株式の取得							△118
自己株式の処分							42,554
自己株式処分差損の振替							－
連結子会社株式の取得による持ち分の増減							5,260
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△156,328	504	△99,068	△254,892	11,934	14,418	△228,539
連結会計年度中の変動額合計	△156,328	504	△99,068	△254,892	11,934	14,418	2,977,192
2019年３月31日　期末残高	23,880	－	△209,267	△185,387	40,546	234,413	32,037,501

貸借対照表

（2019年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**49,708,402**	**流動負債**	**37,727,764**
現金及び預金	2,587,041	買掛金	11,445,210
受取手形	10,105,052	工事未払金	6,658,944
売掛金	15,711,096	短期借入金	15,500,000
完成工事未収入金	5,246,868	１年内返済予定の長期借入金	561,600
商品及び製品	10,578,157	リース債務	27,371
原材料及び貯蔵品	3,228,946	未払法人税等	862,865
未成工事支出金	1,444,772	未成工事受入金	538,715
その他	860,800	賞与引当金	254,000
貸倒引当金	△54,334	役員賞与引当金	47,960
固定資産	**22,271,095**	その他	1,831,097
有形固定資産	**20,513,823**	**固定負債**	**5,597,917**
建物	6,365,597	長期借入金	2,979,200
構築物	1,683,764	リース債務	24,600
機械及び装置	2,598,974	繰延税金負債	730,694
車両運搬具	48,751	退職給付引当金	1,231,327
工具器具備品	57,365	その他	632,093
土地	9,752,558	**負債合計**	**43,325,681**
リース資産	6,379	**純資産の部**	
建設仮勘定	432	**株主資本**	**28,589,389**
無形固定資産	**82,265**	**資本金**	**3,948,829**
投資その他の資産	**1,675,007**	**資本剰余金**	**4,116,979**
投資有価証券	572,402	資本準備金	4,116,979
関係会社株式	313,170	**利益剰余金**	**22,161,628**
関係会社出資金	38,375	利益準備金	189,650
関係会社長期貸付金	160,000	その他利益剰余金	21,971,978
破産更生債権等	40,175	固定資産圧縮積立金	2,720,920
保険積立金	501,893	特別償却準備金	76,803
その他	112,093	別途積立金	12,000,000
貸倒引当金	△63,103	繰越利益剰余金	7,174,253
		自己株式	**△1,638,046**
		評価・換算差額等	**23,880**
		その他有価証券評価差額金	**23,880**
		新株予約権	**40,546**
		純資産合計	**28,653,815**
資産合計	**71,979,497**	**負債純資産合計**	**71,979,497**

損 益 計 算 書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**88,742,804**
売上原価	**77,972,440**
売上総利益	**10,770,363**
販売費及び一般管理費	7,214,001
営業利益	**3,556,361**
営業外収益	**586,971**
営業外費用	**86,519**
経常利益	**4,056,814**
特別利益	**1,287,490**
補助金収入	1,287,490
特別損失	**41,878**
関係会社株式評価損	15,770
関係会社貸倒引当金繰入額	26,108
税引前当期純利益	**5,302,426**
法人税、住民税及び事業税	1,461,393
法人税等調整額	344,584
当期純利益	**3,496,448**

株主資本等変動計算書

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2018年4月1日　期首残高	3,948,829	4,116,979	－	4,116,979	189,650	1,924,894	107,633	12,000,000	5,100,052	19,322,231
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△653,288	△653,288
当期純利益									3,496,448	3,496,448
固定資産圧縮積立金の積立						900,980			△900,980	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△104,954			104,954	－
特別償却準備金の取崩							△30,830		30,830	－
自己株式取得										
自己株式処分			△3,763	△3,763						
自己株式処分差損の振替			3,763	3,763					△3,763	△3,763
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	796,025	△30,830	－	2,074,201	2,839,396
2019年３月31日　期末残高	3,948,829	4,116,979	－	4,116,979	189,650	2,720,920	76,803	12,000,000	7,174,253	22,161,628

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日　期首残高	△1,684,246	25,703,793	180,208	△504	179,704	28,611	25,912,108
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△653,288					△653,288
当期純利益		3,496,448					3,496,448
固定資産圧縮積立金の積立		－					－
固定資産圧縮積立金の取崩		－					－
特別償却準備金の取崩		－					－
自己株式取得	△118	△118					△118
自己株式処分	46,318	42,554					42,554
自己株式処分差損の振替		－					－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△156,328	504	△155,823	11,934	△143,889
事業年度中の変動額合計	46,199	2,885,596	△156,328	504	△155,823	11,934	2,741,707
2019年３月31日　期末残高	△1,638,046	28,589,389	23,880	－	23,880	40,546	28,653,815

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月23日

株式会社　アイ・テック
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　谷　哲　朗　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・テックの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・テック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月23日

株式会社　アイ・テック
　取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　柴　谷　哲　朗　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　岩　﨑　　剛　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・テックの2018年4月1日から2019年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き取締役等から事業の報告を受けるとともに、その業務の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月27日

株式会社アイ・テック　監査役会

常勤監査役　伊藤　雅啓　㊞

社外監査役　西野　彰　㊞

社外監査役　粕谷　興博　㊞

以　上

株主総会参考書類

〈会社提案（第１号議案～第３号議案）〉

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は株主の皆様に業績に応じた利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業体質の強化及び将来の事業展開等を総合的に勘案し配当を行うことを基本方針としております。

これらの基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき30円　　総額は327,518,220円
なお、中間配当金として１株につき20円を実施しておりますので、当期の年間配当金は１株につき50円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年６月26日といたします。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	おおはたえいいち 大畑榮一 (1929年11月15日生)	1960年10月　当社設立と同時に取締役 1973年５月　当社代表取締役専務 1974年４月　当社代表取締役社長 2015年６月　当社代表取締役会長　現在に至る （重要な兼職の状況） 静清鋼業㈱代表取締役 ㈱浜松アイ・テック代表取締役 大川スティール㈱代表取締役 ㈱オーエーテック代表取締役	355,544株
2	おおはただいすけ 大畑大輔 (1982年２月３日生)	2004年４月　当社入社 2005年12月　当社営業統括部次長 2007年６月　当社取締役 2011年６月　当社事業本部長補佐兼営業統括部長 2013年６月　当社専務取締役 2014年６月　当社代表取締役副社長 事業本部長　現在に至る 2015年６月　当社代表取締役社長　現在に至る （重要な兼職の状況） ㈱ＯＥホールディングス代表取締役 ㈱相模鋼材商会代表取締役	966,720株
3	さのよしお 佐野芳雄 (1950年７月21日生)	1973年１月　当社入社 1990年４月　当社関東支店長 1995年５月　当社営業統括部長 1996年６月　当社取締役 2002年６月　当社専務取締役 2006年６月　当社事業本部長 2013年６月　当社取締役副社長　現在に至る 2014年６月　当社東京支社長　現在に至る	11,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	伏見好史 （1961年11月3日生）	1985年４月　当社子会社入社 1993年12月　当社経理部転籍 2004年４月　当社経理部長 2008年６月　当社経営企画部長 2009年８月　当社経理部長　現在に至る 2011年６月　当社取締役 2012年６月　当社管理本部長　現在に至る 2013年６月　当社常務取締役　現在に至る	10,200株
5	廣澤浩一 （1965年11月23日生）	2001年10月　当社入社 2006年４月　当社東京支店建築事業部営業部次長 2008年５月　当社東京支社建築事業部営業部長 2011年３月　当社東京支社建築事業部長　現在に至る 2011年６月　当社取締役東京支社副支社長 2016年８月　当社常務取締役東京支社副支社長　現在に至る	11,400株
6	円谷哲 （1955年3月4日生）	1988年10月　当社入社 1996年５月　当社東埼玉支店長 1998年10月　当社関東支店長 2009年４月　当社東京支店長　現在に至る 2011年６月　当社取締役　現在に至る	4,000株
7	志村太一 （1967年1月6日生）	1992年３月　当社入社 2004年９月　当社福井支店長 2009年８月　当社大阪支店長 2015年６月　当社営業統括部長　現在に至る 2017年６月　当社取締役　現在に至る	5,800株
8	鐘飛 （1973年8月24日生）	2005年４月　当社入社 2008年４月　当社営業統括部次長 2014年４月　当社海外事業部長　現在に至る 2017年６月　当社取締役　現在に至る	10,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
9	こまつ さぶろう 小松三朗 （1936年4月28日生）	1959年１月　当社入社 1971年６月　当社取締役営業部次長 1976年３月　当社常務取締役神奈川支店長 1998年６月　当社監査役 2006年６月　当社監査役 退任 2017年６月　当社取締役　現在に至る	5,920株
10	※ なかむら あきひろ 中村光央 （1951年12月13日生）	1982年４月　静岡県弁護士会弁護士登録 1985年４月　中央法律事務所開設　現在に至る 2017年４月　弁護士法人ＫＵＲＡＴＡ設立　現在に至る （重要な兼職の状況） 弁護士法人ＫＵＲＡＴＡ代表社員	－株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありませんが、中村光央氏の所属する弁護士法人と当社の間には、法律顧問契約に基づく法律相談業務の委託の取引関係があります。
３．小松三朗氏及び中村光央氏は、社外取締役候補者であります。
４．小松三朗氏は、過去に当社及び連結子会社の取締役並びに当社の監査役を歴任され、会社経営や監査実務等において精通しており、また、鉄鋼流通加工業界についても深い造詣を有しております。これらの幅広い知識・経験を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって２年となります。
５．中村光央は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性を持って経営の監視を遂行するに適任であります。上記の理由により、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたします。
６．当社は、小松三朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、中村光央氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

第３号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2013年６月27日開催の第54期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額４億円以内とご承認いただき今日に至っております。

この間、経済情勢が大きく変動したことや、経済環境の変化に伴い取締役の責務が増大したこと、取締役の増員等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を改めさせていただきたいと存じます。

報酬支給額につきましては、賞与を含めた報酬として、取締役の報酬額を各事業年度を対象とする年額５億円以内に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務の取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名となります。

〈 株主提案（第４号議案～第９号議案）〉

第４号議案から第７号議案までと、第８号議案及び第９号議案は、それぞれ株主１名からの提案によるものであります。

以下、議案の内容及び提案の理由は、株主から提出された株主提案を原文のまま記載し、各提案に対する当社取締役会の意見を記載しております。

第４号議案　剰余金の処分の件

１．議案の要領

（ア）配当財産の種類　　金銭

（イ）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

第６０期の期末剰余金として、貴社普通株式１株につき金２７９円

配当総額　　３，２６４，２８２，８６６円

但し、上記のうち配当総額については、貴社の発行済株式総数が１２，２１５，１３２株その内自己株式の数が１，２９７，７９８株であることを前提としており、剰余金の配当に係る基準日である平成３１年３月３１日時点でこれらの数に変動がある場合には、当該時点における発行済株式総数から自己株式の数を控除したもの金２７９円を乗じた金額に修正されるものとする。

（ウ）剰余金の配当が効力を生じる日

平成３１年６月２８日

但し、上記は貴社第６０期定時株主総会の開催日が平成３１年６月２７日であることを前提としており、開催日が変更される場合には、当該開催日の翌営業日に修正されるものとする。

２．提案の理由

貴社の平成３１年３月期第三四半期決算短信によれば、平成３０年１２月３１日現在の連結貸借対照表上、約３１億９千万円の現預金、約５億６千万円の投資有価証券、約２４９億７千万円の利益剰余金を保有しており、平成３１年３月期の連結業績予想における経常利益も４３億円（前年度比３．５％増）と、貴社は十分な配当余力を有しております。

一方で、平成２８年３月期以降平成３０年３月期までの間、その配当性向が２１．８％、１４．４％、１８．６％と低位に留まっており、平成３１年３月期の配当性向予想も１２．４％となります。日本の株式市場全体の配当性向の平均が約３０％と言われている中であまりに低い数値であり、適切な株主還元が行われていると言える状況には到底思えません。加えて、貴社株価も長年低迷しており、平成３１年３月１９日現在においても貴社株価は純資産倍率１倍を大きく下回っている経営状況下であるにも関わらず、目立った株主価値向上策を打ち出すこともしておらず、少数株主を軽視した経営を断じて許容することは出来ません。

現状の非効率的な財務状況の改善及び少数株主を軽視した経営の改善を図ることを目的として、このような株主還元策を提案致します。なお、今回の株主提案を実行したとしても、その配当総額は予想当期純利益の範囲内であることから、貴社の財務状況には大きな影響は及ぼすことはないと考えております。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に業績に応じた利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実と合わせ勘案し、配当を行うことを基本方針としております。

提案の理由にありますように、近年は業績の回復から当社の親会社株主に帰属する当期純利益(個別決算においては当期純利益)も着実に増加しており、当社といたしましても、株主利益の実現の為、増配を行っているものの配当性向につきましてはご指摘のとおりであります。しかしながら、当社は1994年の上場以来、安定配当の維持を基本に掲げており、当期純損失となった事業年度におきましても利益剰余金の取り崩しを行い、配当を継続して参りました。また、当社の取り扱う鋼材は市況商品であり、常に価格変動リスクに晒されており、企業業績も大きく左右される結果となっております。

これらから、上場以来の平均個別配当性向は31.2%、平均連結配当性向は26.1%、また、直近10年間を見ましても平均個別配当性向は35.3%、平均連結配当性向は26.5%となっており、ご指摘のような「あまりにも低い数値」とは考えておりません。なお、当期におきましては、補助金収入が計上された事から、親会社株主に帰属する当期純利益は大幅な増加となりましたが、この補助金収入は、2016年８月２日の取締役会において経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出立地補助金」に応募し、審査の結果、補助金対象事業に採択される事を前提として、相馬市への投資を決定したものであり、本来の趣旨からすれば、配当金の原資たるものではないと考えます。

これらの基本方針や考え方に基づき、総合的に勘案し１株当たり10円増配の30円とする剰余金の配当の件を第１号議案として提出させていただきました。

また、第１号議案が原案どおり承認可決されますと、期末配当金は１株当たり30円で、中間配当金を含めました当期の年間配当金は１株につき50円となり、連結配当性向は14.3%となります。

今後につきましても、企業業績に応じた株主還元に取り組んで参ります。

第５号議案　定款一部変更の件

１．議案の要領

貴社定款「第３章　株主総会」の章に、第１６条の３として、新たに以下の条文を追加する。

第１６条の３　株主総会は、会社法に規定する事項の外、自己株式の消却（消却する自己株式の種類及び種類ごとの数を含む。）に関する事項について決議することができる。

２．提案の理由

貴社は、自己株式を適切に利用しないまま、消却することなしに保有しています。仮にかかる自己株式が公募割当又は第三者割当により処分された場合、既存の株主の利益は大きく損なわれることになります。かかる株主の利益を守るために、株主総会において、自己株式の消却に関する事項について決議できるようにするため、株主提案いたします。なお、本提案は貴社の少数株主軽視の経営の改善に向けた第一歩であり、貴社として受け入れ可能な提案であると考えますので、貴社として反対すべき提案ではないと強く申し添えます。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

自己株式につきましては、取締役に付与したストック・オプションの権利行使時の交付及び2018年６月の株主総会にてご承認いただきました取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬として活用しております。従来型の現金報酬から、取締役と株主が株価変動のメリットとリスクを共有する株式報酬制度は今後益々普及が進むと予想され、当社におきましても、その比率は高まるものと思われます。また、その他にも買収防衛策、事業再編、大型の設備投資の資金としての公募割当又は第三者割当及び自己株式の消却等が想定されますが、どちらにしましてもこの様な資本政策につきましては、取締役会における機動的な経営判断の必要性から、「第１６条の３　株主総会は、会社法に規定する事項の外、株主総会においての自己株式の消却(消却する自己株式の種類及び種類ごとの数を含む。)に関する事項について決議することができる。」旨の定款への条文の追加は必要ないと考えます。

第６号議案　自己株式の消却の件

１．議案の要領

議題その２の議案の承認可決を条件に、保有する自己株式の全てを消却する。

２．提案の理由

貴社は、これまで保有する自己株式を新株発行に代わる資本政策の一つとして活用してきておらず、貴社の財務状況を鑑みても今後も自己株式を活用した資本政策をする必要は考えにくく、自己株式を消却することにより、自己株式の取得による利益を株主が完全に享受することができ、貴社の株主軽視の経営改善を図ることができ、貴社の株主価値向上に資するものであるため、株主提案致します。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

第５号議案の当社取締役会の意見と同様に、自己株式の活用につきましては、今後の資本政策を機動的に遂行する為、現時点におきましては保有すべきと考えます。

第７号議案　定款一部変更の件

１．議案の要領

貴社提案「第４章　取締役および取締役会」の章　第３０条（相談役、顧問）を削除する。

２．提案の理由

昨今のコーポレートガバナンス・コードにおいて、顧問・相談役の在り方に関して問題となっており、その仕組みは株主から見て極めて不透明で、顧問・相談役の影響で株主の利益が保全されない状況にもなり兼ねない。貴社に置かれましても、大畑家が大多数の株式を保有しているものの、上場企業として一定数の少数株主も存在しており、株主の利益が保全されない状況は決してあってはならない。そのようなリスクを回避すべく、その温床となる顧問・相談役制度の廃止を目的として、株主提案致します。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

コーポレート・ガバナンスへの関心の高まりと企業不祥事等を背景として機関投資家を中心として相談役・顧問制度の弊害が問題視されるようなったことが契機となり、東京証券取引所が「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の様式及び記載要領の一部改訂をし、本則市場の企業には「代表取締役社長等を退任した者の状況」として相談役・顧問等の情報の開示が求められております。

当社におきましては、定年退職後の再雇用制度の満了した方や他社において優れた実績を残され勇退された方で、当社の課題や改善策を的確に把握し、アドバイスをいただける方につきましては、個別の顧問契約書により基本的に１年毎の契約を結んでおります。顧問契約書には、職務内容、勤務体系、報酬等を詳細に記載しており、業務内容に照らし適切な報酬となっており、提案の理由にあるような「株主の利益が保全されない状況」になっておりませんし、今後も同様の運用をして参りますので、「第３０条（相談役、顧問）を削除する。」旨の定款変更は必要ないと考えます。

第８号議案　取締役１名解任の件

１．議案の要領

取締役大畑榮一氏を解任する

２．提案の理由

私は、当社第三位の大株主であると同時に、当社筆頭株主である株式会社ＯＥホールディングス（以下「ＯＥ社」という）の大株主である大栄總合株式会社（以下「大栄總合」という）及び株式会社相模鋼材（以下「相模鋼材」という）の株式を各々３７％、４８％保有する大株主であります。当社代表取締役会長である大畑榮一氏は、ＯＥ社を傀儡として当社を実質支配するために、私が保有する大栄總合及び相模鋼材の株式を不当な方法で無議決権化するなどし、これらに関し、現在、静岡地方裁判所に提訴しております。大畑榮一氏は、このほかにも、当社における支配権維持など自己の利益を追求する目的で、大栄總合、相模鋼材及びＯＥ社を利用して、会社法・税法を含む重大な法令違反行為を行っている可能性が否定できず、事実解明が急務であります。大畑榮一氏の取締役解任は、コンプライアンス強化と私物化脱却のために必要不可欠であり、議題として提案いたします。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

提案の理由にあります様に、株主提案の株主より、大栄總合開発株式会社及び株式会社相模鋼材商会への提訴は事実であると伺っておりますが、当社への提訴ではありませんので、コメントする立場にありません。

取締役大畑榮一氏は、当社の実質的な創業者であり、1973年５月に代表取締役専務に就任以来、45年間にわたり経営のトップとして企業業績の向上に邁進し、現在の当社があるのは、まさしく大畑榮一氏の多大な功績によるものであります。

提案の理由にあるような「会社法・税法を含む重大な法令違反行為を行っている可能性」は事実無根であり、監査役会からは監査報告書に記載のとおり「取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。」との監査意見をいただいております。また、現在税務当局から法人税法や所得税法等の法令違反を指摘されている事実もございません。

コーポレート・ガバナンスにおいても事業報告書の会社役員の状況等に記載のとおり、取締役会、監査役会は十分に機能しており、不備はないものと考えております。なお、業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要及び運用状況にも記載のとおり、コンプライアンスについても積極的に取り組んでおります。従いまして、大畑榮一氏を解任する理由はないものと考えております。

第９号議案　取締役１名選任の件

１．議案の要領

社外取締役候補者藤戸久寿氏を選任する

取締役候補者

【氏名・生年月日】

藤戸　久寿（ふじと　ひさとし）

昭和４３年９月３０日生まれ

【略歴及び重要な兼職の状況】

平成５年４月	警察庁入庁
平成１２年６月	警察庁退庁
平成１７年４月	司法研修所入所
平成１８年１０月	愛知県弁護士会登録
平成２１年４月	第二東京弁護士会へ登録換え
平成２７年４月	株式会社パートナーエージェント社外　監査役（現任）
平成２８年４月	陽来（はるき）経営法律事務所開設
平成２９年４月	グロービス経営大学院経営学修士課程（ＭＢＡ）修了
平成３０年２月	宇都宮・清水・陽来法律事務所開設（現任）

【所有する貴社の株式数】

０株

２．提案の理由

藤戸久寿氏は、警察庁出身の弁護士として、企業のリスク・危機管理（不祥事対応、刑事告訴、内部通報窓口等）に精通しており、当社の代表取締役である大畑榮一氏並びに当社代表取締役社長である大畑大輔氏の数々の不正な疑惑に関する究明及び上場企業としての適正なコンプライアンス体制構築に最も資する人物であり、現在の当社取締役会に必要不可欠な存在であるため、藤戸久寿氏を社外取締役候補者として提案します。

◇当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社はコーポレート・ガバナンスやコンプライアンスのさらなる強化に向け「第２号議案　取締役10名選任の件」にて新任の社外取締役として弁護士であります中村光央氏を候補者としております。

中村光央氏は当社の本店所在地であります静岡県静岡市の弁護士法人の代表社員であり、当社の現状に見合ったコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制構築等にもご尽力していただけるものと考えております。従いまして、第２号議案のとおり、中村光央氏を含む取締役候補者をご選任いただくことが、当社経営体制にとって最適であると考えております。

以　上

メ　モ

メ　モ

第60期定時株主総会会場ご案内図

（会場）静岡県静岡市清水区島崎町223番地
静岡市東部勤労者福祉センター　清水テルサ　７階
TEL 054-355-3111

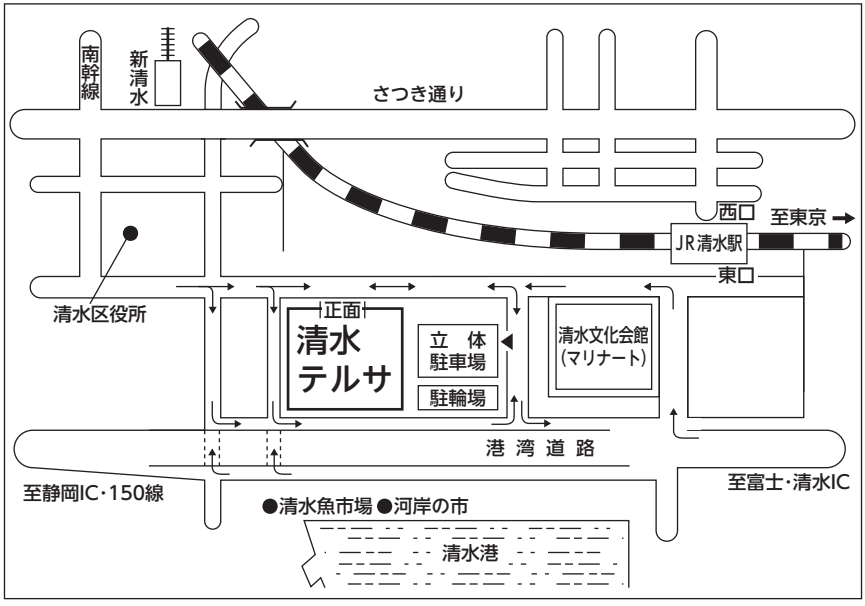

（交通）ＪＲ東海道本線清水駅東口（みなと口）より徒歩３分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。